

## 旭川駅周辺かわまちづくり計画推進 WG 分科会設置規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、旭川駅周辺かわまちづくり計画推進 WG 規程第8条第2項の規定に基づき、旭川駅周辺かわまちづくり計画推進 WG 分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 分科会は、旭川駅周辺かわまちづくり計画推進 WG（以下「WG」という。）の座長（以下「座長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

#### (1) WG 規程第2条に掲げる事項についての専門的な協議及び検討

### (構成員)

第3条 分科会は、次の者をもって構成する。

(1) 議事に応じて、座長が WG 委員の中からその都度指名する者

(2) その他、分科会長が必要に応じて指名する者

### (分科会長)

第4条 分科会長は、分科会構成員の中から座長が指名する者とする。

2 分科会長は、分科会を主催し、会議の議長とする。

### (会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、会議の開催に際して、必要に応じてその都度 WG 外部の有識者などを招集することができる。

### (WGへの報告)

第6条 分科会長は、会議の協議及び検討の経過及び結果について、WG の会議に報告しなければならない。

### (事務局)

第7条 分科会の事務局を旭川市地域振興部地域振興課、旭川開発建設部治水課、旭川開発建設部旭川河川事務所に置く。

### (その他)

第8条 この規程に定めるものほか必要な事項は、分科会長が座長と協議の上、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和7年6月12日から施行する。